監査の結果により講じた措置について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 25 年 11 月 15 日

神奈川県監査委員	真	島	審	_
同	髙	畄		香
同	長	峯	徳	積
同	竹	内	英	明
同	平	本	さと	- し

1 措置の対象となった監査の結果

平成 25 年 7 月 30 日 (神奈川県公報定期第 2502 号)神奈川県監査委員公表第 11 号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所 17 箇所中 3 箇所

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<教育委員会>

出先機関

- 正元機則			
監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立	平成25年4	(不適切事項)	
金沢文庫	月5日(平	契約事務において、エ	不適切事項については、契約内容の確
	成25年3月	レベータ非常予備電源装	認が不十分であったことによるものであ
	1日職員調	置内部バッテリー交換工	り、過大に支払った代金は、平成25年3
	查)	事に係る履行確認が不十	月11日に相手方から戻入が行われてい
		分であったため、27,300	ప
		円を過大に支払ってい	今後は、このようなことがないよう、
		た。	契約内容を十分に把握するとともに、複
			数職員による確認を徹底することによ
			り、適正な事務執行に努めることとし
			た。
神奈川県立	平成25年1	(不適切事項)	
横浜緑園総	月16日(平	財産管理事務におい	不適切事項については、財産の現状確
合高等学校	成24年12月	て、工作物の管理に当た	認不足によるものであり、平成24年12月
	6 日職員調	り、教育財産の管理等に	10日に教育財産台帳の補正を行った。
	査)	関する規程で定める教育	今後は、このようなことがないよう、
		財産台帳の補正が行われ	現状の確認体制を強化するとともに、教
		ていないものがあった。	育財産の管理に関する規程等の周知徹底
			を図ることにより、適正な事務執行に努
			めることとした。
神奈川県立	平成25年2	(不適切事項)	
川崎北高等	月21日(平	財産管理事務におい	不適切事項の財産管理事務について
学校	成24年12月	て、次のとおり誤りがあ	は、次のとおり措置した。
	18日職員調	り、事務処理が著しく不	1 目的外使用許可の手続漏れについて
	查)	適切であった。	は、財産の現状確認不足によるもので
		1 電柱に共架された防	あり、設置者からの目的外使用許可申

犯灯4件について、教育財産の管理等に関する規程で定める目的外使用の許可を行っていなかった。

2 工作物の管理に当た り、教育財産の管理等 に関する規程で定める 教育財産台帳の補正が 行われていないものが あった。 請を受け、平成25年1月17日及び25日 に目的外使用許可を行った。

今後は、このようなことがないよう、現状の確認体制を強化するとともに、教育財産の管理に関する規程等の 周知徹底を図ることにより、適正な事 務執行に努めることとした。

2 工作物の管理については、教育財産 の管理等に関する規程の理解が不十分 であったことによるものであり、平成 24年12月18日に教育財産台帳の補正を 行った。

今後は、このようなことがないよう、工作物の管理に係る関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。